

〈論文〉

ストック・オプション会計にかかる新株予約権の
純資産表示区分に関する検討

宮川 昭 義

I はじめに

2005年12月、企業会計基準委員会(ASBJ)より、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下、併せて「新基準」という)が公表された。新基準の主な特徴は、企業取締役あるいは従業員等(以下、「従業員等」という)に対して、株式報酬としてストック・オプション(以下、「ESO」という)を提供した際に、ESOの公正な評価額を測定し(以下、「公正価値法」という)、そのうち従業員等より実際に役務の提供を受けた期間に対応して報酬費用としての対価性が認められる場合には、これを計上することが義務づけられたことである¹。

それまで、わが国においてESOにかかる会計基準は未整備のみであった。こうした背景には、自社株式に対するコール・オプションの発行には、商法規定により厳しく条件が課されており、今日のように比較的容易にESOを発行することが難しかったことが挙げられる。ただし、企業活動の国際化とともに、企業あるいは従業員等自らが報酬形態の多様化を望むようになってきたことから、わが国においてもESO制度に関する法的形式の規制緩和が進められてきた。これらの事情により、ESOにかかる会計処理についても、体系的な会計基準として設定されることの必要性が高まったのである。

一方、ESO取引に公正価値法を適用すべきであるという考え方が一般化した背景には、ESO取引自身の特異性と、これに関係した会計不祥事があった。すでに、米国ではESO取引が比較的古くから利用されてきた。これに関するかつての一般的な会計実務では、企業が従業員等へESOを提供した際に、一切の会計処理をおこなってこなかった。

将来のある一定期間にESOを行使して自社株式を購入する場合の購入価格(以下、「権利行使価格」という)が、従業員等へESOを提供した時点の市場における自社株価よりも高く設定されている場合には、仮にESOが即時行使された場合でも自社株式売却にかかる利益を得られない。したがって、ESO提供日における自社株価を下回る権利行使価格が設定されている場合にかぎり、ESOの価値が認められるとの考え方を採用していたのである(以下、「本源的価値法」という)。

企業は、就業インセンティブを高めるため、当初、ESOの権利行使価格をESO提供日の自社株価よりも高く設定することが一般的であった。さらにこの場合では、一切の会計処理をおこなわなくてよかったことから、企業は大量のESOを発行した。企業は、ESOが株式報酬として魅力あるもの

とするため、企業価値を高めようと努力をおこなうが、なかには会計不正によって、企業価値を不当につり上げようとする企業もあらわれた²。

わが国の新基準が、会計基準体系に公正価値法を強制的に適用することとしたのは、これら ESO に関する会計不正の反省に立って、公正価値法の強制適用へ向けた国際的な取り組みと大いに関係している。本稿では、ESO にかかる会計基準体系に公正価値法を適用することを自明のこととして、生じるその先の会計問題を検討する。

ESO にかかる会計基準に公正価値法を適用した場合、事実上、企業は従業員等へ ESO を提供した時点で、報酬費用の計上が義務づけられるようになった。本源的価値法を適用した場合のように、ESO の権利行使条件によって、ESO 提供日に報酬費用計上にかかる一切の会計処理をおこなわなくてもよいとされることの方が異常であると判断されたためである。ただし、事実上の報酬費用計上が義務づけられるなかで、当該相手勘定をどのように理解するかという問題点がクローズアップされることとなった。

現在の会計基準によれば、米国財務会計基準審議会 (FASB)、国際会計基準委員会 (IASB) およびわが国では、当該相手勘定を負債としては理解しない。したがって、従業員等へ ESO を提供した際に公正価値法を適用し、これにもとづいて報酬費用が計上される場合、その相手勘定は負債以外のものとして表示区分されることとなった。FASB および IASB では株主持分 (shareholders' equity) として、わが国では純資産 (net assets) として表示されることとなったのである。いずれも表示区分としては極めて酷似していることとなる。

しかし、この場合の会計問題は、当該相手勘定について FASB および IASB が理解する株主持分と、わが国の純資産とは、概念上に差異が生じていることである。しかも、その概念上の差異によって、会計処理そのものにも違いが生じている。本稿ではこの点について、ESO にかかる会計基準にあって、当該相手勘定の表示区分に関する相似性と、その意味の違いについて分析をおこなうものである。

本稿では、この問題に関する分析手法として、最初に米国、IASB およびわが国における ESO にかかる会計基準の史的展開を整理することとした。とくに米国では、ESO 取引が比較的古くから見られ、これにかかる会計学的な議論には、現在においても見られる会計問題に対する示唆が含まれている。そして、今日の ESO にかかる会計基準は、そうした会計問題に対する検討を基礎として形成されていると判断されるためである。

つぎに、ESO にかかる会計基準として、現在公表されているそれぞれの基準について、本稿の論点である表示区分のあり方について概念的な検討を加える。既述のように、わが国と、米国および IASB とでは、当該相手勘定に関する概念が異なっている。ここでは、こうした概念上の差異が会計学的にどのような意味を有するのかについて検討をおこなう。とくに、この分析にあたってそれぞれの会計基準設定主体が設定する概念フレームワークをツールとして分析をおこなうこととする。

最後にまとめとして、本稿の分析をつうじて明らかとされる会計問題の重要性について整理し、今後着目していかなければならない論点について指摘することとする。

II 表示区分の比較

1. 米国における ESO にかかる会計基準

(1) APBO25

FASB は、1995 年 10 月に財務会計基準書第 123 号 (FAS123) 「株式による報酬の会計 (Share-Based Payment)」を公表した。これは、1972 年に会計原則審議会 (APB) より公表された会計原則審議会意見書第 25 号 (APBO25) 「従業員に発行した株式の会計処理 (Accounting for Stock Issued to Employee)」に対する批判に答えようとするものであった。ここではまず APBO25 の主な特徴から、FAS123 においていかなる修正がおこなわれたかについて見てみることにしよう。

すでにアメリカでは、1953 年にアメリカ公認会計士協会 (AICPA) より、会計研究広報第 43 号第 13 章「報酬」セクション B (ARB43) 「ストック・オプションと株式購入プランに関する報酬 (Compensation Involved in Stock Option and Stock Purchase Plans)」が公表され、企業は従業員等から受け取った役務に対して ESO を提供する場合、測定可能であればこれに対応する報酬費用を ESO が提供された時点で認識すべきであると指摘されていた³。

しかしながら、この場合の会計処理について ARB43 は具体的な指示をおこなっていない。関連する記述としては、将来、ESO が行使された時点で、受け取った現金額およびすでに報酬費用として計上している金額の合計額を、株式の発行により受け取った対価として処理することとしている⁴。この記述にしたがえば、将来、従業員等が自社株式を購入する際に、過年度において報酬費用の計上がおこなわれている場合、当該相手勘定の対価をもって ESO による代用払い込みがあったとみなしている。

ただし、このかぎりにおいては ARB43 が当該相手勘定を、当初より株主持分として考えているのか、暫定的な概念により別のものと考えているのか判然としない。加えて、ARB43 は報酬金額が測定可能な状況がどのような場合なのかについての具体的な説明をおこなっていない。その意味で、ARB43 は ESO にかかる当時の会計実務として、報酬費用の計上を前提とした会計処理を念頭に置いているとは言い難い。ARB43 が強調しなかったのは、むしろ企業が従業員等へ ESO を提供する際に、報酬費用の認識をおこなわなかった場合の利益の過大計上につながる可能性である⁵。

その意味で、その後公表された APBO25 は、ARB43 における具体性の欠如を修正する点に主眼が置かれた。具体的には、ARB43 で必ずしも明示的でなかった自社株式コール・オプションの報酬性と非報酬性の区別について判断基準を示し、当該オプションを株式報酬取引と考えた場合の処理について説明をおこなっているのである。

APBO25 では、当該コール・オプションが非報酬性の性格を有する場合には、最低でも以下に掲げるいずれかの条件が付帯すると考え、この条件に当てはまらないコール・オプションを ESO と考えた⁶。すなわち、

- ① 一定の勤務条件を満たす、正社員全員に提供される場合
- ② 均等、あるいは給料などの一定割合を基準として提供されている場合
- ③ スtock・オプションの権利行使期間が合理的な期間に制限されている場合
- ④ 株価からの割引額が、株主等に対して発行する場合よりも大きくない場合

の四条件である。

従業員等へ提供されたコール・オプションが、ESO として認められた場合に、既述の本源的価値法により ESO の権利行使価格が、オプション価値測定日の自社株式の市場時価よりも低く設定されている場合に、その差額のうち従業員等が役務を提供した会計期間の報酬費用を計上すべきであると指摘した⁷。さらに、このオプション価値測定日は、従業員等へ ESO が提供された時点が適当であるとし、この時点での本源的価値にもとづいた報酬費用を認識すべきであると規定した⁸。

しかし、実際には企業が従業員等へ ESO を提供する際に、ESO の権利行使価格が提供日の自社株式の市場時価と同じか、より高い場合が一般的であった。これにより、APBO25 のもとでは、一般に ESO の提供時点で、とくに報酬費用の計上が必要とされず、一切の会計処理がおこなわれてこなかったのである。

したがって、APBO25 のもとで、本源的価値法適用後もなお報酬費用の計上を要する場合に会計処理がおこなわれ、この場合に限って当該相手勘定が生起されることとなったのである。しかし、ESO 提供にともなって報酬費用を計上しようとする企業は極めて希であった。こうした事情もあつてか、APBO25 においても当該相手勘定をどうするかについて、明示的な規定は盛り込まれていない。

ただし、ESO が権利行使期間を過ぎても権利未行使のまま失効した場合の会計処理として、株主持分からの減額処理が必要であるとの規定がある⁹。このことから、APBO25 によれば本源的価値法適用による報酬費用の計上が必要とされた場合の当該相手勘定を、当初より株主持分として理解していたものと推認できるのである¹⁰。

(2) FAS123

このように APBO25 は、もっぱら従業員等へ ESO が提供された場合に、本源的価値法を適用した場合の会計処理について規定したが、この取引にもとづく報酬費用の計上は、極めて実効性の乏しいものであった。一方で、時代とともに株式報酬取引が発展、複雑化するなかで、ESO 取引に関しても APBO25 の規定では対応しきれない場面が増えてきた。とくに同じ ESO 取引でありながら、業績などによって権利行使条件が変動する条件変動型 ESO の登場により、従業員等へ ESO を提供した時点で本源的価値を測定する方法では、時間的価値が考慮されず、条件固定型 ESO とのあいだで会計基準適用上の不備が生じることとなった。

その結果、1993 年に FASB は、APBO25 にかわる株式報酬取引全般にかかる会計基準設定へ向けた公開草案を公表した。この公開草案では、報酬費用の認識計上に必要となる ESO 価値測定を、従業員等に対する ESO 提供時点に統一し、しかもこれまでの本源的価値法から ESO の公正価値を測定することで、この取引にかかる報酬費用の計上を促そうとしたのである。ここで公正価値とは、当該 ESO 保有者が ESO を保有しつづけることで、将来得られるであろう利益を予測計算し、これを現在価値に割り引くことで、報酬費用として認識計上する基礎となる ESO の価値を求めようとする考え方である。

しかし、会計基準体系として強制的に公正価値法を適用しようとする考え方に、産業界はとくに強い反発を寄せた。FASB はそうした反発に屈するかたちで、FAS123 は公正価値法の適用を原則としながら、本源的価値法の適用も容認した¹¹。

ただし FASB は、公正価値法を適用すれば報酬費用の認識をおこなわなければならないような ESO 取引が、本源的価値法を適用することで認識されないことは、会計情報として不備であるとし

て、本源的価値法を適用する場合でも、公正価値法の適用により影響をうけたはずの当期純利益および一株当たり利益額の変動について、注記事項として開示することを求めたのである¹²。

その後、ESO にかかる会計基準について、公正価値法の適用を強制すべきか否かに関しては、長らく議論されつづけてきた。それは主に会計理論と会計実務との対立であったと換言できよう。その後、米国では ESO に関係する会計不祥事により、経営破たんする企業が増えていったことから、この問題は社会的関心事として大きくクローズアップされることとなった。

ESO にかかる会計基準について、依然として本源的価値法を適用していた企業は、上記企業の経営破たんが特異な例であるとし、本源的価値法を適用しつづけることの妥当性を訴えた。これに対し、既存の株主を中心として、本源的価値法の適用が企業の費用隠しにつながっているとして、公正価値法に基づくより明示的な会計情報開示を要請するようになった。こうした要請は、本源的価値法を適用する企業の会計情報が情報価値としての透明性に欠けていると、情報利用者が判断しはじめてきたあらわれであると理解される。

こうした要請に応えるべく、これまで本源的価値法を適用してきた企業のうち、自主的に公正価値法を適用する企業もあった¹³。しかし、FAS123 は会計基準として、本源的価値法の適用を否定してはならず、依然として本源的価値法を適用しつづける企業も存在した。こうした状況の下では、企業間における会計情報の比較可能性が損なわれるようになり、情報利用者のあいだから、公正価値法を強制適用すべきであるとの意見が一層大きくなっていった¹⁴。

ESO にかかる会計基準体系に公正価値法を適用すべきであるとの要請が大きくなるなかで、公正価値法を適用した場合の報酬費用の計上額に関心が集まるようになった。ESO 取引にかかる報酬費用計上額が大きくなるなかで、それまで会計実務上あまり関心を寄せられなかった当該相手勘定も多額なものとなった。すでに、APBO25 では本源的価値法の適用によって、報酬費用の計上が必要となる場合の相手勘定を株主持分と推認できる規定を盛り込んでいた。ただし、APBO25 では当該相手勘定をなぜ当初より株主持分とするのかについては、必ずしも十分な説明がなされていなかった。

FASB は、これまでの自国における会計基準が、首尾一貫した会計理論体系にもとづいて形成されておらず、これにより会計理論以外の影響によって、会計基準が歪められているとの批判を受けていた。FASB はこうした状況を改めるため、会計基準間の会計理論的矛盾が生じるのを回避すべく、判断のよりどころとなる概念フレームワーク (conceptual framework) 設定に向けた検討を重ねていた。

APBO25 では、当該相手勘定を株主持分とする根拠が不明確なままであった。しかし FAS123 では、これを概念フレームワークにおける財務諸表の構成要素の定義に矛盾しない会計基準を設定することで、当該相手勘定の会計学的な意味は概念フレームワークと連関した議論へと発展していくこととなった。

(3) FAS148

企業が自主的に公正価値法へ会計処理体系を変更するなかで、実務的には会計情報について新たな問題が生じていた。FAS123 によると、従前の本源的価値法から公正価値法へ会計処理を変更する場合、公正価値法にもとづいた ESO の価値評価が会計情報に反映されるのは、会計処理の変更をおこなった会計期間以降の ESO 取引に対してのみ適用される規定となっていた。

この規定の問題点は、FAS123 の容認規定にしたがって、それまで本源的価値法を適用してきた ESO 取引については、公正価値法適用後も、依然として本源的価値法が適用されたつづける点にあった。既述のように、本源的価値法を適用する企業は、注記事項として公正価値法を適用した場合の当期純利益および一株当たり利益額の影響について開示しなければならない。しかし、自主的に公正価値法の適用に踏み切った場合、そのタイミングによって、開示される会計情報にも、中途半端な情報が開示されることとなったのである。

この問題は、FAS123 公表当初より公正価値法を適用した企業であっても、同様の問題が生じることとなる。したがって、この場合の問題点は、企業側に問題があるのではなく、FAS123 それ自身に会計情報開示に関する不備が残されていたこととなる。こうした情報開示にかかる規定検討の不十分さは、公正価値法適用後の報酬費用の計上と、その相手勘定として処理される株主持分について、企業間の比較可能性を大きく歪めることとなった。その意味で、本来は ESO にかかる会計処理についての、開示情報の透明性を図ることが目的であった FAS123 が、その本来の目的と反してしまうこととなったのである。

このため、FASB は公正価値法適用後の情報開示問題に対応するため、2002 年の 8 月に FAS123 の適用に関する経過的措置と情報開示に関する見直しの検討に着手した。その結果として、2002 年 12 月に財務会計基準書第 148 号 (FAS148) 「株式に基づく報酬の会計処理—適用措置および開示—FAS123 の改訂 (Accounting for Stock-Based Compensation—Transition and Disclosure—)」を公表した。FAS148 では本源的価値法を適用してきた企業が、公正価値法の適用へと会計処理体系を変更した際に生じる開示情報の混乱について、以下に掲げる三点の開示方法を選択できるようにするとともに、当該方法に経過期間を設けることで、開示情報に関する混乱を回避しようとした¹⁵。

- ① プロスペクティブ法 (Prospective method)
- ② 修正プロスペクティブ法 (Modified prospective method)
- ③ 遡及再表示法 (Retroactive restatement method)

プロスペクティブ法は、FAS123 において示されていた方法であり、上述のとおり、公正価値法適用後に提供された ESO について、報酬費用および相手勘定である株主持分の増加額をオンバランスし、変更以前のものについては従来どおり注記事項において対応する方法である。修正プロスペクティブ法は、FAS123 が公表されてからも本源的価値法を適用していた部分について、公正価値法を適用した場合の過年度修正分として、公正価値法の適用へ変更した会計期間に財務諸表にオンバランスする方法である。遡及再表示法は、修正プロスペクティブ法のような会計処理体系変更以降の財務諸表へ部分的な修正を加えるのではなく、過去の本源的価値法を適用部分を、当初より公正価値法を適用した場合に改めて、財務諸表それ自身の遡及的修正により対応しようというものである。

いずれの方法による場合も、2003 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度からは選択できなくなるように経過的措置がとられるようになった。しかし、このような ESO 取引にかかる情報開示方法の見直しは、とりもなおさず FAS123 が会計基準として必ずしも十分な議論が尽くされていなかったことを露呈するものであった。その一方で、情報開示にかかる基準修正に経過期間を設けるということは、裏を返せば ESO にかかる会計基準を改めて公表しようとする FASB の決意のあらわれでもあった。

(4) FAS123 (R)

以上のように、ESO に絡んだ会計不祥事などから、米国における ESO にかかる会計基準を取り巻く環境は、一層、公正価値法の強制的な適用へ向けて動き出すこととなった。その一方で、依然として本源的価値法を容認する FAS123 では、公正価値法適用へ向けた企業の自主的対応の限界を会計基準自身が担保するものであった。

国外に目を向けると、国際的な会計基準の整備を進めようとする目的のもとで、2001 年に発足した IASB では、ESO にかかる会計基準について、公正価値法の強制適用に向けた議論を着々と進めていた。IASB は、2002 年 11 月には国際財務報告基準公開草案を公表し、さらに幾多の議論を経て、2004 年 2 月に正式に国際財務報告基準第 2 号 (IFRS2) 「株式報酬 (Share-based Payment)」を公表した (内容については以下詳述)。

そもそも FASB は、ESO にかかる会計基準にかかる議論として先進的であったが、公正価値法の強制的な適応に反発する力に屈し、当初の目的が FAS123 では達成されていなかった。こうした状況は、会計基準形成過程における論理的帰結ではなく、むしろ企業側の実務的反発と、これに関係する政治的ロビー活動により、会計基準の論理的帰結が歪められたことを意味した。

FASB はそうした逡巡のなかで、2002 年 9 月における IASB との会計基準に関するコンバージェンスに関する合意 (いわゆる、ノーフォーク合意) にもとづいて、2003 年 3 月に FAS123 の見直しに着手した。結果的に FASB は、IASB との会計基準のコンバージェンスを基礎として、公正価値法の強制適用を求める改訂財務会計基準第 123 号 (FAS123(R)) 「株式報酬 (Share-Based Payment revised 2004)」を 2004 年 12 月に公表した。FAS123 と FAS123 (R) との会計基準としての主な変更点は、以下の図表 1 によって比較して欲しい。

図表 1 より、FAS123 と FAS123 (R) との比較において、もっとも注目すべきは、FAS123 では従業員等へ ESO を提供した時点で公正価値法を適用した際、計上される報酬費用の相手勘定が株主持分と一様に認識されるのに対し、FAS123 (R) では ESO の決済方法に着目し、当初負債として認識する場合が見られることである。

FAS123 (R) では、従業員等へ提供される ESO が、以下のいずれかの条件を満たす場合には、株主持分として認識される会計処理とは異なる方法により処理しなければならないとした¹⁶。

- ① 財務会計基準書第 150 号 (FAS150) 「負債と資本の両方の性質をもつ金融商品の会計処理 (Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity)」に規定されるような資本としての性質を有しない場合
- ② もととなる株式が負債として分類される場合
- ③ 現金あるいはその他の資産により ESO の決済が要求されている場合
- ④ 株価、業績、勤務期間といった (権利確定にかかる) 条件ではなく、ある特定の条件に応じて報酬が調整される場合

このうち、FAS150 では、本来、ESO のような株式報酬取引を対象外としているが、将来、ESO が権利行使された場合に、企業側に強制的な償還が義務づけられるものについては FAS150 を援用することとした¹⁷。

つまり、当初、FAS123 では、従業員等に対して提供される ESO は、将来の権利行使の際、自社株式の優先購入が念頭に置かれていたのに対し (以下、「持分決済型」という)、徐々に株式報酬取

図表 1 FAS123 と FAS123 (R) との比較

	FAS123	FAS123 (R)	
適用範囲	従業員等および非従業員に発行された持分証券	左記に加え, ESOP 以外の従業員等に対して発行された持分証券を含む	
報酬費用認識の要否	必要	必要	
費用認識の相手勘定	株主持分	株主持分および負債	
測定の基準日	付与日	株主持分	付与日
		負債	毎期末
失効の取り扱い	・権利確定日までの失効部分は最終的に費用認識しない(業績が株価に連動しているものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・付与日現在の公正価値の見積りに失効の見積個数を反映する。 ・見積個数が実際と異なる場合, 権利確定日までは, 見積変更の影響額を当該会計期間の損益として計上。確定日以降は, 損益処理せず株主持分への振替処理。 	
権利行使期間に ESO が行使されなかった場合	仕訳なし (厳密には, 権利未行使にかかる株主持分を拠出資本として認識する)	株主持分	仕訳なし (厳密には, 権利未行使にかかる株主持分を拠出資本として認識する)
		負債	負債を拠出資本として認識する
測定の基礎	公正価値が原則(ただし本源的価値の使用を許容, 未上場企業については最小価値も許容)	株主持分	公正価値
		負債	公正価値
費用認識の時期	付与日から権利確定日までの期間にわたって, 主に定額法により認識		

引が複雑化していくなかで, ESO の決済方法に着目した会計基準作りが進められることとなった。将来, ESO が権利行使された場合, おもに現金などの企業資産が減少する決済方法による場合(以下, 「現金決済型」という), 従業員等への ESO の提供が, そもそも株主持分の増加取引に結びつかなくなるのである。

また ESO のなかには, 権利行使時点の状況によって持分決済型によるか現金決済型によるかの選択権が付されている場合もあり, 従業員等への ESO の提供が, 単純に株主持分の増加取引とは考えにくくなってきた。したがって, FAS123 (R) では ESO の決済方法に着目し, ESO 提供時点において公正価値法による報酬費用の計上を前提とする一方, その後の決済方法にもとづいて, 当該相手勘定を負債(負債の仮勘定ではないことに注意)とするか, 株主持分とするかの判断をおこなうこととしたのである。

ちなみに, ESO が現金決済型により当該報酬費用の相手勘定が負債として表示区分される場合, 持分決済型の ESO の場合とは異なって, ESO の価値評価は毎期末に公正価値法にしたがって再測定することとなる。FAS123 の会計目的観は, 従業員等へ提供される ESO を持分決済型とする前提のもとで, 公正価値法の適用を目指したものであったが, FAS123 (R) ではすでに会計基準体系そのものに公正価値法の適用を自明のこととして, そのうえで個々の株式報酬取引に則した, より細かな会計処理が盛り込まれることとなったのである。

以上のように FAS123 (R) では、従業員等へ提供される ESO について、権利行使条件における決済方法の違いによって、当該報酬費用の相手勘定が負債か株主持分かのいずれかへ分類されることとなる。ESO の決済方法の違いにもとづいて会計処理に違いが生じ、それにより負債の増加取引となるか、株主持分の増加取引となるかが決められる仕組みは、一見すると明快なように感じられる。しかし、このような会計基準が形成されるのは、そもそも持分決済型の ESO にかかる取引は、株主持分の増加取引であるとの前提があることに留意しなければならない。

2. IASB

(1) IFRS2

わが国の新基準は、国際的な会計基準のコンバージェンスの一環として検討および公表されたものである。当然のことながら、わが国の新基準の検討過程にあつては、IFRS2 公表までの検討内容が考慮されている。一方、IFRS2 にしても、国際会計基準として、それ以前に具体的な ESO にかかる会計基準が規定されていなかったことから¹⁸、(ESO を含めた)株式報酬取引に関する、米国での一連の議論を大いに参考にしたものとなっている。

そもそも、国際会計基準のなかに、株式報酬取引にかかる会計基準が明らかにされてこなかったことについては、株式報酬取引にかかる取引量の増大とともに、重要な会計問題とみなされていた。たとえば証券監督者国際会議 (IOSCO) では、2000 年の年次報告書で IASB の前身である国際会計基準委員会 (IASC) に対して、当該会計範囲に関する検討をおこなうべきであるとの勧告をおこなっていた。また、その後の当該会計基準に検討にあたつては、英国会計基準審議会 (ASB) の主導のもと、IASC および各会計基準設定機関 (G 4+1) により 2000 年 7 月に討議資料「株式報酬の会計処理 (Accounting for Share-Based Payment)」が公表されるに至った。

IASB は上記討議資料をもとに、2001 年 7 月に株式報酬にかかる IFRS 公表へ向けた検討をはじめ、2002 年 7 月に公開草案を公表した。その過程において、FASB が FAS123 の再検討に着手したため、IASB と FASB 共同による検討作業もおこなわれた。結果的に IASB は株式報酬取引に関する会計基準について、FASB との共同プロジェクトの様相を呈することで、両者は会計基準体系が極めて酷似するものとなった。

IFRS2 が適用される範囲は、FAS123 (R) と同様に広範な株式報酬取引に関するものである。ただし、本稿ではこれまでの議論同様に、従業員等へ提供される ESO にかかる会計基準について考える。

IFRS2 において、従業員等へ ESO を提供する場合、公正価値法を適用し、当該会計期間に計上すべき報酬費用の相手勘定を、どのように処理するかについては、これまで説明してきた FAS123 (R) と基本的な考え方は同じである。企業が従業員等から財貨またはサービスの提供を受けた見返りとして ESO を提供した場合、当該オプションが持分決済型であるのか、現金決済型であるのかによって会計処理が異なることとなる。

また、決済方法に上記いずれかの選択権が付されている場合には、オプション条件にしたがって、当初は負債としたうえで、実際の権利行使が持分決済によつた場合には、その時点で負債から株主持分へ、代用払い込みがあつたものとして振替処理がおこなわれることとなった¹⁹。確認のために整理しておく、当該オプションが一部現金決済型、一部持分決済型の場合には、その比率に応じて

当初負債および株主持分とに按分されることとなった。

IFRS2 が ESO の決済方法に着目し、それによって計上すべき報酬費用の相手勘定を負債とするか株主持分とするかの判断は、やはり FAS123(R)と同様に IASB が設定する概念フレームワークに依存している。既述のように ESO にかかる取引について、米国の会計基準の史的展開を辿ると、その時々によってやや曖昧であるが、IFRS2 ではその当初から、概念フレームワークをもとにして、持分決済型のものについて当該相手勘定は当初より株主持分であり、現金決済型の場合は負債として認識することとなっている。

3. わが国の新基準

(1) 新株引受権付社債方式

それでは、IFRS2 および FAS123(R) の両者が、会計基準として互いに酷似する関係にあるなかで、2005 年 12 月 27 日に新基準が公表されるまで、わが国における ESO 取引にかかる会計処理が、どのような史的展開を辿ってきたかについて整理してみよう。

わが国において株式報酬制度として ESO が注目されるようになったのは、1995 年にソニーが新株引受権付社債の新株引受権部分を、擬似的な ESO として利用したのが最初である。当時、わが国では商法上の制約から、すでに米国などにおいて一般的であった自社株式のコール・オプションを株式報酬として比較的自由に発行することが困難であった。

したがって、ソニーをはじめとして、ESO を株式報酬制度として採用したい企業は、取締役会の決議を経て新株引受権付社債を発行し、このうち新株引受権を当該社債の引受主幹事会社（主に証券会社）から全額買い戻し、さらにこれを役員等に対して提供することで ESO の擬似的取引としたのである（以下、「新株引受権付社債方式」という）。こうした擬似的 ESO を利用した株式報酬取引は、資金力の乏しいベンチャー企業を中心に採用企業を増やしていった。

新株引受権付社債を利用した擬似的 ESO にかかる会計処理は、新株引受権付社債について、新株引受権と社債券を分けて会計処理をおこなう分離型会計処理が前提となっていた。したがって、企業が新株引受権を擬似的 ESO として利用する場合には、当該社債を発行した時点では、新株引受権部分を従来どおり負債の仮勘定として処理していた²⁰。その後、企業による新株引受権部分の買い戻しによって相殺処理がおこなわれ、今度は買い戻した新株引受権を従業員等へ提供する際に、買い戻し金額に応じた報酬費用の計上がおこなわれ、再び新株引受権を提供した際も、負債の仮勘定として計上されることとなった。以上の会計処理を仕訳として示すと、以下の図表 2 のとおりとなる。

図表 2 のとおり、新株引受権付社債方式の場合、従業員等へ擬似的 ESO（新株引受権）が提供された場合、その時点で新株引受権の買い戻し価格が参考にされた報酬費用が計上される。同時に、当該相手勘定は当時の会計実務にしたがって、改めて負債の仮勘定として計上される。新株引受権付社債方式においては、擬似的 ESO（新株引受権）それ自身の価値は買い戻し価格に依存する。この買い戻し価格に依存した報酬費用は、擬似的 ESO それ自身の本源的価値でもなく、もちろん公正価値でもない。あくまで新株引受権を擬似的 ESO として利用するための便宜的会計処理である。

(2) 自社株式方式および新株引受権方式

その後、1997 年の商法改正では、株式報酬取引として自社株式の取得（以下、「自社株式方式」という）を認めるとともに、新株引受権の単独発行（以下、「新株引受権方式」という）が認められる

図表2 新株引受権付社債方式の会計処理

〈新株引受権付社債発行時〉				
(借)	現金	10,500	(貸) 新株引受権付社債	10,000
	社債発行差金	500	新株引受権	1,000
〈新株引受権の買い戻し〉				
(借)	新株引受権	1,000	(貸) 現金	1,000
〈新株引受権の付与時〉				
(借)	報酬費用	1,000	(貸) 新株引受権	1,000
〈新株引受権の行使〉				
(借)	現金	10,000	(貸) 資本金	5,000
			資本準備金	5,000
(借)	新株引受権	1,000	(貸) 資本準備金	1,000

こととなった。これは、株式報酬取引として ESO 制度を、欧米並みに利用しやすいようにとの経済界からの強い要望に応えるかたちで規制緩和されたものである。

ただし、この商法改正によって、既述の新株引受権付社債方式のような、擬似的 ESO (新株引受権) の買い戻し価格にもとづいた、報酬費用の計上とそれに対応する負債の仮勘定の増加処理といった取引過程の明瞭さが失われた。自社株式方式および新株引受権方式に共通する特徴は、提供する自社株式のコール・オプションを無償とすることで、従業員等へ ESO を提供する際の会計処理が一切おこなわれなくなったのである。

このことによって、少なくとも従業員等へ擬似的 ESO を提供した際の取引過程が明瞭であった新株引受権付社債方式に比べ、自社株式方式および新株引受権方式では取引過程がオフバランスされることとなった。そうした意味で、自社株式方式および新株引受権方式は、会計情報としての経済的実質が反映されないばかりか、その取引過程すら不明瞭なものとなったのである。

(3) 新株予約権方式

2001 年 6 月の商法改正により金庫株制度が導入され、続く 11 月の商法改正では、あらたに新株予約権および新株予約権付社債²¹ という制度が設けられた。これは、これまで株式報酬取引に利用してきた ESO (新株引受権) ばかりでなく、その他の自社株式コール・オプションの発行手段であった転換社債、新株引受権付社債などについて、商法上、異なる条文規定であったものを整理統合したものであった。

また、新株予約権および新株予約権付社債制度が導入される以前に、上記それぞれのコール・オプション発行にはさまざまな制約があり、従業員等へ提供するための ESO (新株引受権) 発行についても発行条件が大きく制限されていた²²。そうした意味で、新たに設けられた新株予約権制度は、株式報酬取引として ESO (新株予約権) 発行にかかる規制が緩和されたことから、持分決済型 ESO 制度として利用しやすいものとなった (以下、「新株予約権方式」という)。

わが国において、企業が ESO 制度を導入しやすくなるよう、商法改正により整備が進むなかで、ASBJ は ESO にかかる取引について実務上の混乱を避けるため、2002 年 3 月に実務対応報告第 1 号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下、「実務対応報告」という) を公表した。

ただし、株式報酬取引に ESO (新株予約権) は使いやすくなったものの、会計学的論点としては

依然として以下の問題点が残されていた。新株予約権方式は新株引受権方式の場合と同様に、ESO（新株予約権）を従業員等へ無償で提供する場合、取得原価主義を採用する商法などの法的形式にしたがうと、やはり一切の会計処理がおこなわれないのである²³。

(4) 論点整理

度重なる商法の改正を受けて、株式報酬取引として ESO 制度を採用する企業が一層増えていくなかで、わが国の ESO にかかる会計基準設定に関する対応は、国際的な会計基準整備の動向から遅れたものとなっていた。このような状況の下で、ASBJ は上記実務対応報告を公表する一方で、緊急性の高い検討課題として、ストック・オプション専門委員会を設置し、2002 年 12 月に「ストック・オプション会計に係る論点整理」（以下、「論点整理」という）を公表した。

そのなかにおいて、ESO（新株予約権）を株式報酬取引として利用する際、会計基準設定上の主な会計学論点としては、

- ① 費用認識の要否
- ② 費用認識の相手勘定
- ③ 測定の基準日
- ④ 失効の取り扱い
- ⑤ 測定の基礎

などが挙げられた。

いずれも会計学的論点として、重要な示唆に富んだものであるが、以上の論点を本稿の趣旨にしたがってまとめるなら、従業員等に対して ESO（新株予約権）が提供された時点で公正価値法を適用し、これに基づく当該会計期間に対応した報酬費用の計上が前提となるが、その相手勘定がどのような概念にしたがって表示区分されるかという問題である。

この場合の当該相手勘定について、論点整理では代表的な見解について、以下のように整理されている。

- ① 当初から資本として性格が確定的であると考え（確定的資本説）
- ② 当初は資本としての性格が確定していないと考える（暫定的資本説）
 - i 権利確定日に資本としての性格が確定すると考える
 - ii 行使期間開始日に資本としての性格が確定すると考える
 - iii 権利行使日に資本としての性格が確定すると考える

確定的資本説によれば、従業員等への ESO を提供した場合、当該 ESO は自社株式の交付と会計上同質のものと考え。これは IFRS2 および FAS123 (R) と同様の考え方である。ただし、ESO の失効については、若干の会計処理に違いが生じる。具体的には、提供日以降の ESO の価格変動を会計上反映させる必要がないものの、ESO が失効した場合には、そのタイミングによって会計処理が異なる点である。そして、その場合の処理について、大きく二つに分けられる。

一つめは、ESO の失効があっても、一旦計上した報酬費用の取り消しをおこなう必要がなく、したがって失効による株主資本の変動認識もおこなう必要がないとの考え方である。二つめは、ESO 提供日以降、権利確定日までにおいて、権利確定条件を満たさないまま失効する可能性は皆無ではないことから、ひとまず過去の実績にもとづいて ESO の提供日に、失効確率を加味した公正価値評価をおこなう。つぎに、当該公正価値をもとにして、権利確定日までに従業員等から実際に提供さ

れた役務の対価を認識する一方で、権利未確定のまま失効した部分を認識調整しながら、正味報酬費用の計上をおこなおうとするものである。そして、こうした処理をつうじて計上されることとなった報酬費用の相手勘定については、当初より株主持分が増加したものとして考えるのである。

このように ESO の権利確定日前の失効について、会計処理に違いはあるものの、この場合の計上される報酬費用の相手勘定は、当初より株主持分として取り扱われる。FAS123 では、当初、前者の考え方を採用していたが、FAS123(R)では国際会計基準とのコンバージェンスの観点から、IFRS2 と同様に後者の考え方へ変更している。その意味で、IFRS2 および FAS123 (R) は確定的資本説によっている。

これに対しわが国では、既述のとおり法的形式にしたがった会計処理が優先されてきた。しかも、その法的形式にしたがった会計処理は、FASB あるいは IASB で議論されてきたような本源的価値法でも公正価値法のいずれでもない処理がおこなわれており、それまでの会計慣行にしたがった処理がおこなわれるのみであった。仮に、こうした法的形式あるいは会計慣行にしたがって、最終的に ESO の権利行使の有無が確認されるまで、株主資本 (owners' equity) として繰り入れるか否かの判断を保留していることに着目するなら、暫定的資本説に分類されよう²⁴。

このような観点にしたがって、暫定的資本説に依拠するわが国のような考え方は、IASB および FASB に見られるような概念フレームワークに依拠した会計基準作りとは大きく異なっていた。とくに、わが国では法的形式による株主資本算入要件が、厳しく規定されていることから、この時点において ESO にかかる会計基準にあつては、ESO (新株予約権) の処理については法的形式に大きく依存していたのである。

(5) 新基準

わが国の ESO にかかる会計処理が、会計基準の国際化へ向けた見地から、法的形式の影響を少なくし、企業会計の範囲において検討を重ねた結果として明らかにされたのは新基準が最初である。それ以前は、ESO にかかる会計基準として体系立てられたものはなく、既述のように実務対応報告により、法的形式との調整が図られてきた。

新基準は論点整理を起点として検討が重ねられ、2004 年 12 月の企業会計基準公開草案第 3 号「ストック・オプションに関する会計基準 (案)」(以下、「旧公開草案」という) および 2005 年 10 月の企業会計基準公開草案第 11 号「ストック・オプションに関する会計基準 (案)」(以下、「新公開草案」という) による議論を経て、最終的にわが国初の ESO にかかる会計基準として公表されたものである。

留意して欲しいのは、ある特定の会計基準設定に関して、公開草案が二度にわたり公表されることは異例であるということである。通常、会計基準設定に向けた検討をはじめた場合、論点整理公表以降、検討プロジェクト委員会による会計学的な検討を重ねた結果を、およそ会計基準として公表されるに近いかたちで公開草案として公表する。その後、公表された公開草案に対するコメントレターを募り、若干の修正が施された後に会計基準として正式に公表されることとなる。

したがって、二度にわたる公開草案が公表されたことの含意を理解するなら、旧公開草案と新公開草案とのあいだに、大きな修正点があったと理解すべきである。両者の差異を確認することは、新基準における会計学的な考え方を理解するうえで重要であると考えられるのである。

そこで両者を比較してみると、それまでの会計実務において見られなかった公正価値法の適用を

前提とする点で共通しているものの、大きく異なっている点は、公正価値法の適用によって、事実上、計上することとなった報酬費用の相手勘定について、旧公開草案では負債の仮勘定としていたのに対し、新公開草案では純資産の一部として表示区分を変更していることである。

公正価値法の適用により、従業員等へ ESO を提供した時点で報酬費用を計上する場合、当該相手勘定の性格が、将来、実際に権利行使されて初めて株主資本として性格が確定するものと考えれば、(権利確定日以降であっても) ESO が失効した場合には株主資本とはならないと考えられる。その場合、貸借対照表の貸方区分に負債と資本の二区分制を採用し、しかも資本への算入条件が法的形式によって制限されていた状況では、旧公開草案にあるとおり、当初、当該相手勘定を負債の仮勘定とすることは極めて至当な処理であるといえる。しかし、新公開草案では、負債の仮勘定ではなく、新たに純資産の一部として表示すべきとされた。

ここで、当該相手勘定を IFRS2 および FAS123 (R) に規定される「株主持分」ではなく、「純資産の一部」として、別記していることに注意が必要である。わが国では、旧公開草案公表時に、ESO (新株予約権) に返済義務のないことから、IFRS2 および FAS123 (R) と同様の考え方に立って株主資本として表示区分すべきではないかとの考え方もあり、依然として ESO (新株予約権) の表示区分が会計学的論点とされた。

既述のように、それまでのわが国における ESO にかかる会計実務において、法的形式を尊重するならば、当該 ESO (新株予約権) は株主資本とはなり得ない。一方で、IFRS2 および FAS123 (R) と同じように、財務諸表の構成要素に関して、会計学的な定義のもとで、負債には資産の減額をつうじた返済義務の要否によって、負債か資本かの判断基準とすべきであるとの考え方にしたがえば、当該 ESO (新株予約権) を負債(負債の仮勘定であっても)と表示区分することは不都合となろう²⁵。

このように、当該 ESO (新株予約権) の表示区分については、判断のよりどころとなるなんらかの指針にしたがわなければ、依然として定まりようがないこととなる²⁶。また、この場合、既存の会計基準との整合性を図ることも重要である。なぜなら、各々の会計基準における会計処理に整合性が欠如しており、そのいずれかに一般的な妥当性を担保した場合には、もう一方の妥当性が大きく疑問視されることとなる。

とくに旧公開草案では、1999 年 1 月に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」および「金融商品に係る会計基準」(以下併せて、「金融商品会計基準」という)との整合性を図るために、当該報酬費用の相手勘定は負債の仮勘定とされた。このことを勘案すれば、新公開草案およびその後の新基準において、当該 ESO (新株予約権) を純資産の一部として表示区分すべしとの判断は、会計学的に極めて大きい意味を有する。

ASBJ では、旧公開草案公表以降、当該 ESO (新株引受権) の表示区分問題が、単に ESO にかかる会計処理問題にとどまらない広がりをもつとして、貸借対照表における貸方項目の表示区分について検討を開始していた。その検討結果は、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 8 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(以下併せて、「貸借対照表表示基準」という)として公表された。

また、当該貸借対照表表示基準は、すでに 2004 年 7 月に公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下、「討議資料」という)の考え方に沿ったものであり、このなかで当該 ESO (新株予約権) が、討議資料に盛り込まれた負債の定義に合致しないことから、旧公開草案にあったよ

うな負債の仮勘定としても適さず、純資産の一部として表示されることの道筋が敷かれることとなったのである。

ただし、当該 ESO（新株予約権）の表示区分について、一見すると IFRS2 および FAS123（R）との足並みが揃っているように見えるが、わが国の新基準では、当初、純資産の一部とされた当該 ESO（新株予約権）が失効した場合の処理については、IFRS2 および FAS123（R）と大きく異なる。新基準では従業員等へ当該 ESO（新株予約権）を提供した時点で公正価値法の適用によって計上することとなった勤務費用の相手勘定を純資産の一部としながら、当該 ESO（新株予約権）に失効が生じた場合には、その部分について企業利益として戻入処理がおこなわれる。

これは、IFRS2 および FAS123（R）に見られるように、当初より当該相手勘定を株主持分として認識し、権利確定日以降の失効部分については一切の会計処理をおこなわないとする立場とは考え方がそもそも異なる。では、IFRS2 および FAS123（R）と表示区分について、わが国における新基準においてもほぼ同様でありながら、失効部分について戻入処理をどのように理解すべきであろうか。

III 表示区分概念の異同

1. IFRS2 および FAS123（R）

IFRS2 および FAS123（R）が、計上した報酬費用の相手勘定を当初より株主持分として認識するのは、会計基準設定に際して概念フレームワークとの整合性を図っていることに起因する。両者はともに、それぞれの概念フレームワークを設けることで、会計基準設定にかかる考え方の基礎となる基本目的および根本原理を明らかにし、既存の会計基準を修正あるいは新たに会計基準を設ける場合に、他の会計基準と矛盾しない首尾一貫した会計基準体系の形成を図っているのである。

たとえば、FAS123（R）では株式報酬取引の認識に関する原則として、企業が取得した財またはサービスを受けた時点で報酬費用の認識をしなければならず、その際の当該相手勘定が負債か株主持分かのどちらに分類しなければならないとしている²⁷。そして、その分類にあたっての判断基準とされるのが概念フレームワークである。

FASB ではすでに、1970 年代に概念フレームワーク設定に関する検討をはじめており、とくに当該 ESO の表示区分に係る、負債および株主持分に関する概念的な定義については、1985 年 12 月に公表された財務会計概念基準第 6 号（FAC6）「財務諸表の構成要素（Elements of Financial Statements）」において明らかにされている。そのなかで、負債とは過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体が他の実体に対して、将来、資産の譲渡または役務の提供をおこなわなければならない現在の債務から生じる、発生可能性の高い将来の経済的便益の犠牲であるとしている²⁸。一般的企業の場合、負債の相殺については資産の譲渡をとまなうことが多いことから、上記負債の定義を平易に解釈すれば、企業が過去の取引の結果として、将来、自己が所有する資産の譲渡によって返済する義務を負うものが負債とされる。

また、2000 年 10 月には、負債と株主持分の双方の性格を有する金融商品に関する会計処理について、上記負債の定義を修正すべきか否か議論がおこなわれている。その結果として、既述のように FAS150 が公表されているが、ここでは株式報酬取引として ESO 取引を適用範囲から除くものの、

現金決済型 ESO である場合には、企業による返済義務が生じることから負債として処理すべきものとしている。持分決済型の場合には当該義務を負わないことから、これまでどおり株主持分として分類することとされた。

その意味で、FAS123 (R) によって ESO 取引に公正価値法を適用する場合の報酬費用計上にかかる相手勘定は、負債か株主持分かのいずれかであり、負債と株主持分の間存する中間的区分は生じないこととなる。したがって、FAS123 (R) では、当該相手勘定について、負債あるいは株主持分いずれかの仮勘定という概念は存在し得ないこととなる。

こうした財務諸表の構成要素に関する定義については、IASB の概念フレームワークもほぼ同様の考え方に立っている。最近の動向として、FASB および IASB は、世界的な財務報告の根底となる基礎および概念を改善し、世界的な財務報告基準の開発において、より効果的な指針としての機能を果たすべく、共通の概念フレームワーク構築に向けた共同作業がおこなわれている²⁹。加えて、上記負債と株主持分の区分に関しては、ノーフォーク合意に基づく会計基準のコンバージェンスにあたって定められたロードマップにもとづいて、IASB は FASB の検討結果にしたがうこととなっている。

以上のことから、今後、IFRS2 および FAS123 (R) について修正が加えられた場合、会計基準体系のみならず、会計処理そのものの相似性は一層強まるものと考えられる。その意味で、当該報酬費用の相手勘定を株主持分とする考え方は、今後とも修正の可能性は小さいと考えるべきである。

2. 新基準

さて、わが国の新基準では、従業員等に対する ESO (新株予約権) を提供した時点で、公正価値法の適用をつうじて、事実上の報酬費用計上が義務づけられた点で、IFRS2 および FAS123 (R) と考え方は同様である。そして、当該報酬費用の計上にもなると、その相手勘定である ESO (新株予約権) の表示区分を負債ではなく、純資産の一部として表示区分している点でも、表面的には IFRS2 および FAS123 (R) と近いものとなっている。ただし既述のように、ESO (新株予約権) の失効に関する考え方の違いから、その取扱いについては、IFRS2 および FAS123 (R) と大きく異なっているのである。

そもそも新基準では、公正価値法の適用をつうじて計上することとなった報酬費用の相手勘定は、IFRS2 および FAS123 (R) のように、当初より株主持分とする考え方を採用しない。これは、権利が確定した ESO (新株予約権) であっても、権利行使期間における自社株式の市場株価低迷などによって、未行使のまま失効してしまう可能性を排除できないからである。

したがって新基準では、最終的に権利未行使のまま権利行使期間を経過して失効してしまったものについては、それまで純資産の一部として表示区分されていた ESO (新株予約権) を、企業利益と考えて戻入処理をおこなうよう指示している。この背景には、討議資料に示されている考え方がある。

ここで、わが国がこれまでの貸借対照表貸方の表示区分とされて負債および資本から、あらたに資本に代わる純資産という概念をもちだしたことの意味を考察してみよう。そもそもわが国が討議資料を設定しようとした経緯は、会計基準設定にかかる国際的な調和をはかるため、海外の主要な会計基準設定主体と同様な検討過程を辿ることの必要性が指摘されている。このため、討議資料の

役割は、現行の企業会計の基礎となっている前提や概念を要約整理することで、将来の会計基準設定の指針となり、これによって会計基準の体系的安定性が得られることを期待するものである。

討議資料ではまず、便宜上、資産および負債の定義が明らかにされる。資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源、または同等物とし、負債については、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物、と定義している。そのうえで、純資産に関しては、上記資産と負債の定義の差額として導かれるものであり、ここには報告主体の所有者である株主に帰属する資本と、その他の要素に分けられるとしている³⁰。

ここでいう、報告主体の所有者である株主に帰属する資本とは、株主資本を示しており、その他の要素とは、討議資料の定義に照らして負債とはならないが、株主資本としても帰属しないものを指している。そして、新基準において ESO (新株予約権) が含まれるのは、これまで本稿において純資産の一部としてきた、純資産のうちのその他の要素とされる部分である。

討議資料が、これまでの資本と異なる純資産という概念を持ち出すのは、一つにはその設定経緯にあるように、会計基準設定にかかる国際的な調和をはかるうえで、財務諸表における表示区分に関しても調和をはかるべきであるとの考え方に立ったものといえる。ただし、留意しなければならないのは討議資料で定義された純資産の概念は、株主資本とは同じものとはなっていないことである。

ここで、討議資料に関するもう一つの主要な特徴を考察してみよう。それは、会計情報として純利益の有用性を高く評価している点である。通常、今日の企業会計における利益概念には、大きく分けて包括利益と純利益といった二つが存在する。包括利益とは、期首と期末の純資産の差額（ただし、配当などの資本取引の影響を除く）により導かれる。したがって、貸借対照表が取得原価主義で統一的に作成されていれば、包括利益と純利益とは一致することとなる。しかし、包括利益には、貸借対照表の一部が時価評価されていることによって生じた未実現損益が入ってくるために、実際には包括利益と純利益とは一致しない。換言すれば、純利益にはそうした時価評価から生じた未実現損益は除かれることとなる。

このように純資産の内訳に、株主資本とその他の要素を設けた理由は、純利益を生み出す源泉としての正味株主資本を明示するためである。わが国が、IASB や FASB のように包括利益を企業利益として積極的に考えない理由としては、会計情報が開示される主な目的の一つが、投資家等を中心とする情報利用者にとっての有用性の有無であるのに対し、包括利益はその有用性に必ずしも十分な役割を果たしていないと判断されるためである³¹。むしろ、包括利益とは別に純利益の有用性を評価するのは、企業活動における収益性あるいは効率性といった情報が、正味株主資本を明らかにすることで、会計情報から得られやすくなると判断し、それが企業価値評価にとって不可欠な情報であると考えているためである³²。

新基準において、株式報酬として従業員等へ ESO (新株予約権) を提供した際に、公正価値法を適用して、これをもとにした報酬費用を計上する点は、IFRS2 および FAS123 (R) とほぼ同様の処理をおこなうのは既述のとおりである。しかし、その相手勘定は負債以外のものとして表層的な同質性で片付けられるものではなく、純利益の源泉となる正味株主資本の概念に当てはまらないため、株主資本とは別に処理されることとなる。

したがって、かつて純資産におけるその他の要素として処理された ESO (新株予約権) が、ひとたび権利行使され正味株主資本としての性格が定まった場合には、代用払い込み部分として振替処理がおこなわれる。逆に、権利未行使のまま失効した ESO (新株予約権) については、すでに従業員等から役務の提供を受けているにもかかわらず、これにかかる一切の対価性が放棄されたことから、企業利益として戻入処理がおこなわれることとなるのである。ここまでの、わが国の新基準に対する会計学的概念からの分析である。

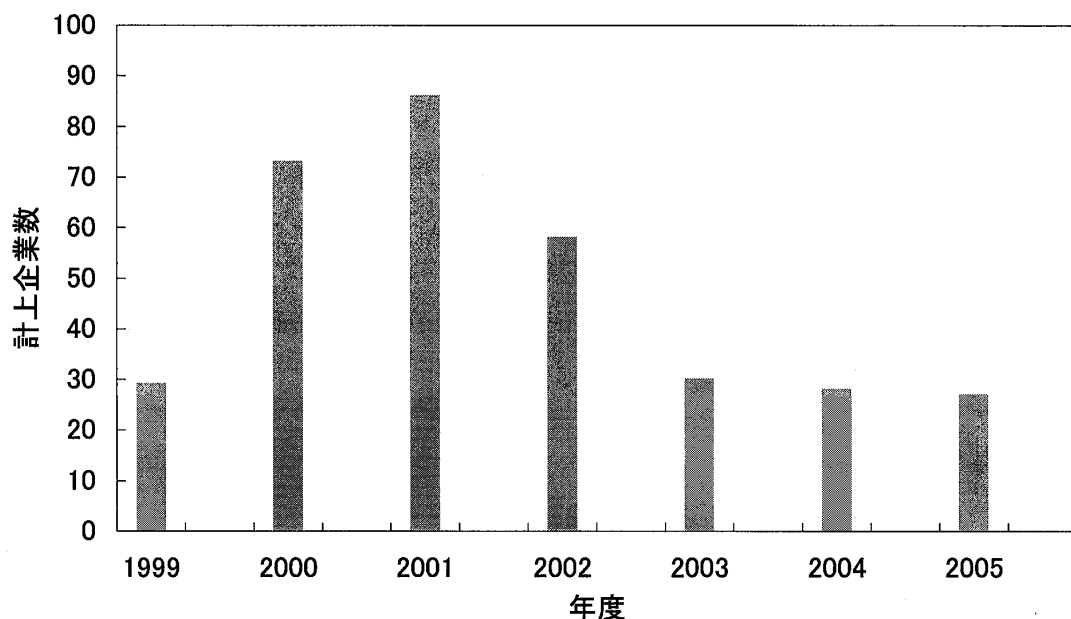
つぎに、指摘しなければならないのは、新基準が依然として法的形式からの影響を排除できていない点である。とくに純資産の一部として表示区分された当該 ESO (新株予約権) は、従業員等へ提供された段階で、いまだ既存の株主との直接的な取引としてみなされていない。つまり、IASB および FASB が展開するような、ESO 保有者が潜在的な株主であることから、既存の株主と概念的には同じであるという考え方は、わが国の法的形式には受け入れられないのである。

その意味で、わが国の貸借対照表表示基準における純資産区分は、法的形式に基づく株主資本とは一致しない。新基準において、純資産の一部として計上された ESO (新株予約権) が、失効によって企業利益として戻入処理されることの根拠は、従業員等へ ESO (新株予約権) を提供した時点では、法的形式によっても資本取引として成立していないことに配慮しているとも考えられる。

こうした法的形式の観点から新基準を見直すと、従来の貸借対照表区分にしたがえば、かつて負債の仮勘定とされた ESO (新株引受権) が、新株予約権制度へ変更された際、今度は資本の仮勘定として ESO (新株予約権) として表示区分の変更がなされたと解釈することも可能である。一部には、こうした負債とも株主資本ともつかない性質の ESO (新株予約権) の表示区分について、それ自身が明示的でありさえすれば、どちらに区分されようとも大きな問題とはなり得ないとの指摘もあるが話はそう単純なものではない³³。

1999 年度から 2005 年年度までに、新株引受権あるいは新株予約権を期末において戻入益として処理した企業は以下の図表 3 のとおりである³⁴。もちろん、その取引量のすべてが株式報酬として従

図表 3 新株引受権 (新株予約権含む) を戻入益として処理した企業 (1999~2005 年度)



業員等へ提供された ESO にかかるものばかりではない。しかしながら、たとえこれが ESO にかかる取引から生じたものでなくとも、その可能性が今後とも皆無となるわけではない。これまでの新株引受権あるいは新株予約権の戻入処理をおこなった企業数を、分析対象企業数との対比のなかで、客観的に判断すると決して少なくないことが理解できよう。

既述のように、わが国では新基準が導入されるまで、従業員等に対して無償により ESO を提供することが多かったことから、当該 ESO 提供時点における会計処理は事実上おこなわれてこなかった。しかし、このコール・オプションを企業外部へ提供する場合には対価性を有しており、これに見合う金額が負債の一部として計上されてきたのである。

わが国のコール・オプションにかかる会計処理は、これまで一貫して負債の一部として処理されてきたのであって、それは新基準における ESO (新株予約権) の表示区分が純資産の一部へ変更されたとしても、戻入処理の考え方はまったく同じなのである。

IV まとめ

本稿における分析をまとめると以下のとおりである。従業員等に対して株式報酬として提供される ESO にかかる会計処理は、FASB および IASB においてほぼ同様の会計基準が適用されている。とくに、公正価値法の適用によって、事実上計上されることとなった報酬費用の相手勘定を、当初より株主持分として認識する点は、それぞれが設定する概念フレームワークの相似性に依拠していると言える。

一方、わが国において ESO 制度の普及は比較的最近のことであり、商法などの法的形式に制約されるとともに、改正のたびに会計実務における個別的対応に終始していた。とくに、以前より企業外部に対して自社株式コール・オプションを提供する場合には、そうした法的形式による制約などもあって、一貫して負債の一部(仮勘定)として表示区分されてきたのである。

その後、わが国は ESO 制度の普及にともなって、これにかかる体系的な会計基準の検討にはいったが、国際的な会計基準のコンバージェンスの動向を無視できない状況にあった。そこで、新基準では IFRS2 との調和を図り、会計情報の比較可能性についても配慮するため、討議資料をもとにして当該 ESO (新株予約権) をこれまでどおりの負債の仮勘定から、純資産の一部として表示区分することとしたのである。その一方で、当該 ESO (新株予約権) が実際の権利行使の有無をまって株主資本となるか否かが確定され、仮に権利未行使のまま失効した場合には、企業利益として戻入処理される。

しかし、当該 ESO (新株予約権) について、国際的な会計基準との調和を図ろうとする目的のもとで、負債としてではなく純資産の一部として表示区分されることとなった ESO (新株予約権) が、その後、企業利益として戻入処理されることに、投資家を中心とする情報利用者に混乱は生じないだろうか。本稿で論考してきたように、ESO 取引にかかる会計処理についてのそれぞれの史的展開と、わが国と FASB および IASB の会計基準に底流する会計概念の違いについて、積極的なアナウンスと広範な合意形成が得られなければ、純資産の一部を企業利益として戻入処理すること自体が極めて異質なものに映るはずである。

新基準における当該 ESO (新株予約権) を純資産の一部として表示区分する規定をもって、国際

会計基準とのコンバージェンスが図られたと手放して評価できるほどには、この問題は簡単ではない。新基準で規定された失効にともなう当該 ESO (新株予約権) の戻入処理は、株主資本を企業利益として戻入処理したとの誤謬を招来しやすく、またこれにかかる戻入処理の取引額が決して少なくないことから、会計学には依然として極めて重大な論点が残されたままとなっているのである。

本稿では、ひとまず現在における IFRS2, FAS123 (R) およびわが国の新基準を所与のものとして論考している。既述のとおり、現在、負債および株主持分の定義について、共通の概念フレームワークを設定すべく、IASB と FASB 共同による検討作業が進められている。本稿においては、こうした検討作業が進行中であることもあって、わが国の新基準における当該 ESO (新株予約権) の表示区分のあり方に関する評価を留保することとする。しかし、将来、この共同作業の結果によっては、ESO にかかる国際的な会計基準のあり方に影響を及ぼすことが必至であり、当然のようにこれは新基準のあり方についても再考が迫られることを留意しなければならない。

注

- ¹ 理論的には ESO の公正な評価額が皆無である場合も考えられるが、その場合において従業員等が ESO を保有することに株式報酬としてのメリットはない。
- ² これに関連した企業破たん例として、米国におけるエンロンあるいはワールドコムなどの不正会計事件が挙げられる。
- ³ ARB43, Chapter13, Section B, par. 9.
- ⁴ ARB43, Chapter13, Section B, par. 14.
- ⁵ ARB43, Chapter13, Section B, par. 1.
- ⁶ APBO25, par. 7.
- ⁷ APBO25, par. 11-12. なお、オプション提供日に当該オプションにかかる条件が固定されている条件固定型 ESO の場合は、オプション提供日が価値測定日と同じである。これに対し、条件変動型 ESO の場合は、具体的条件の確定日が価値測定日となり、この時点での株価と権利行使価格の差が ESO の価値となる。
- ⁸ APBO25, par. 10.
- ⁹ APBO25, par. 14.
- ¹⁰ 当該報酬費用の相手勘定を株主資本として認識すべきか否かについては、APBO25 とは別に、会計調査研究 (Accounting Research Division) により検討されていることが明記されている。ちなみに、会計調査研究の性格は、APB における公式見解を公表するものではないことに留意されたい。APBO25, par. 3.
- ¹¹ たとえば、Beresford, D. R., "How Should the FASB Be Judged?," *Accounting Horizons*, June 1995, pp.56-61, および Dechow, P. M., A. P. Hutton and R. G. Sloan, "Economic Consequences of Accounting for Stock-Based Compensation," *Journal of Accounting Research*, Supplement 1996, pp.1-20., などを参照されたい。
- ¹² FAS123, par. 45, 47.
- ¹³ FAS123 (R), par. B5.
- ¹⁴ FAS123 (R), par. B4-6.
- ¹⁵ FAS148, par. 2a, 2b.
- ¹⁶ FAS123 (R), par. 28-35.
- ¹⁷ FAS123 (R), par. 29-30.
- ¹⁸ 国際会計基準第 19 号 (IAS19) 「従業員給付」において、その適用範囲に株式報酬を含めていたが、実際には開示に関する規定のみであって、具体的な会計処理は示されていない。

- ¹⁹ IFRS2, par. 34-42.
- ²⁰ 日本公認会計士協会会計制度委員会「新株引受権付社債の発行体における会計処理及び表示」, 1994年。
- ²¹ ここで、新株予約権付社債とは、従来の非分離型新株引受権付社債と転換社債の両方を包含しており、分離型の新株引受権付社債は含まれていない。
- ²² たとえば、自社株式方式の場合は、発行に対する定款の定めが必要ないのに対して、新株引受権方式の場合は必要であったり、両者ともオプション発行可能数が、発行済株式総数の10分の1などの制約があった。
- ²³ ちなみに、新株予約権付社債に関する会計処理の問題点としては、従来の転換社債にあたる新株予約権付社債については、転換社債の発行価額主義が維持されてことから、新株予約権部分が無償のものとして会計処理されてしまうこととなる。
- ²⁴ わが国のような法的形式に会計処理が大きく影響を受ける場合、暫定的資本説のもとで新株予約権を無償で提供した場合には、そもそも報酬費用の計上はおこなわれぬ。したがって、当該相手勘定も生起しない。ただし、有償にて新株予約権が提供された場合には、当該価額を負債の仮勘定として計上し、その後権利行使がおこなわれた場合には権利行使価格の代用払い込み部分として、株主資本への振替処理がおこなわれる。
- ²⁵ このような議論は、ESO (新株予約権) にのみ当てはまる論点ではない。負債と資本の定義に関する議論は、すでに M. Moonitz, "The Changing Concepts of Liabilities," *Journal of Accountancy*, May 1960, pp.41-46., において問題提起されている。
- ²⁶ このように貸借対照表貸方の表示区分として、資本算入の要件が法的に規定しており、それ以外のものを負債とする考え方を「資本確定アプローチ」と指摘する論考が見られる。詳しくは、徳賀芳弘 (2003) 「負債と資本の区分——代替的アプローチの考察」『企業会計』中央経済社, 2003年7月, 18-25頁を参照されたい。
- ²⁷ FAS123 (R), par. 34.
- ²⁸ FAC6, par. 35.
- ²⁹ すでに FASB および IASB は、共同プロジェクトによる共通の概念フレームワーク公表に向けた、最初の予備的見解 (Preliminary View) を 2006年7月6日公表している。
- ³⁰ ASBJ 基本概念ワーキング・グループ「討議資料「財務会計の概念フレームワーク」」, pp.16-17.
- ³¹ たとえば、斉藤静樹「討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の意義と特質」『企業会計』中央経済社, 2005年1月, 34-38頁を参照されたい。
- ³² 包括利益に関する財務情報については、必ずしも十分な情報価値が見出されていない。たとえば、大日方隆「利益の概念と情報価値：純利益と包括利益」(斉藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社, 2002年, 43-55頁)を参照されたい。
- ³³ 名越洋子「新株予約権付社債の区分処理とストック・オプション」『企業会計』中央経済社, 2003年7月, 33-41頁。
- ³⁴ 本図表は、株式会社イーオーエルが提供する『eol DB Tower Service』において、1999~2005年度における上場企業 (2006年9月1日現在 3,918社) の連結財務諸表について、「新株引受権戻入益」および「新株予約権戻入益」をキーワードとして検索した結果をもとに作成している。